

学校における医療的ケアの対応状況

岩手県教育委員会事務局学校教育課

1 県の取組

○医療的ケアの取組

- ・「特別支援学校医療的ケア体制整備事業実施要綱（H15.9.18）」
- ・「特別支援学校医療的ケア体制整備事業実施要領（H15.9.18）」
- ・H15年度途中より実施、H16年度より本格実施
- ・H30 医療的ケア運営協議会（県教育支援委員会兼任）
- ・（県）医療的ケア研修会（H29、参加率 100%）

○医療的ケア児童生徒数及び任用看護師数（H30.5月現在）

		盛岡となん	盛岡青松	花巻清風	前沢明峰	一関清明	気仙光陵	宮古恵風	合計
29 年度	対象者	14	4	4	1	7	2	6	38人
	看護師	13	3	4	3	8	3	6	40人
30 年度	対象者	16	4	6	2	8	1	6	43人
	看護師	14	3	5	4	7	2	6	41人

○特支学校在籍児童生徒で学校生活及び登下校における保護者の付添いについて（H29.4）

- ・36名 学校生活のみ保護者等付添っている 0名、登下校のみ付添っている 31名、学校生活及び登下校に付添っている 1名、両方付添っていない 4名

○医療的ケアを必要としている児童生徒数

- ・通学生 38名、病院並置校で通学 3名、訪問教育 12名（H29.4）
- ・通学生 7校 43名（H30.5）

2 市町村の状況

市町村	医療的ケア対象児童生徒数	看護師の配置数	備考
北上市	2名（児童）	1名	1名は保護者対応

※看護師の配置については、市が配置しているものが1名となっている。

3 国の学校における医療的ケア実施に関する動き

○児童福祉法第56条の6第2項

- ・地方公共団体は、支援を行う関係機関と連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を行う。

○各教育委員会あて通知「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（H28.6.3、文部科学省）

- ・関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進める。都道府県教委は、市町村教育委員会の教育相談支援体制に対する支援を行う。

- ・学校においては、医療的ケアを行う看護師の配置活用を計画的に行うとともに、看護師を中心に教員等が連携協力して医療的ケアに対応するなどの体制整備に努める。
- ・看護師の確保に努めるとともに、研修の機会を充実させる。
- ・看護師の養成に課程において、協力を求められた場合は、特別支援学校等で実習を受け入れるなど、積極的に協力する。

○「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」（文科）設置（H29.10～H31.3）における検討事項

- ・学校における医療的ケアの実施体制の在り方について
- ・人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為を実施する際の留意事項について
- ・学校において実施できる医療的ケアの範囲の明確化について
- ・校外学習・宿泊学習など学校施設以外の場で実施する際の基本的な考え方の整理について
- ・看護師が学校において医療的ケアに対応するための研修機会の充実について

○同検討会議の中間まとめ概要

（1）「学校における医療的ケアに関する基本的な考え方について」

- ア 学校における医療的ケアに係る関係者の役割分担について
- イ 医療関係者との関係について
- ウ 保護者との関係について

（2）教育委員会における管理体制の在り方について

- ・ガイドライン等の策定→岩手県未策定
- ・運営協議会の設置（教育、福祉、医療等の関係部局・関係機関、保護者の代表など）
→設置済み（岩手県教育支援委員会兼任）
- ・看護師の配置は、医療機関等に委託することも可能
- ・看護師と校長や教職員との十分な連携
- ・都道府県単位での研修の実施（市町村教育・小中学校への支援体制の構築）
→（県）医療的ケア研修会（H29、参加率100%）

（3）学校における実施体制の在り方について

- ・各学校における実施要領を策定
- ・医療的ケア安全委員会を設置する
- ・教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医に指導助言を求める
- ・看護師の不安を可能な限り解消する配置